

# 第7回 農業委員会総会議事録

令和3年1月26日開会

中標津町農業委員会

令和3年1月26日、第7回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1 番 二 瓶 裕 貴
- 2 番 横 田 千 秋
- 3 番 谷 川 好 則
- 4 番 長谷川 孝 二
- 5 番 田 中 洋 希
- 6 番 竹 村 聡
- 7 番 武 田 健 治
- 8 番 田 中 世 一
- 9 番 瀧 本 和 男
- 10番 須 崎 智
- 11番 和 泉 光 広
- 12番 後藤田 宏 幸
- 13番 高 橋 正 一
- 14番 赤波江 信 二
- 15番 小 林 亨
- 16番 中 村 正 生
- 17番 笠 原 康 博
- 18番 本 田 信 幸

附議した案件

- (イ) 議案第31号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第32号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ホ) 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ヘ) 議案第36号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
- (ト) 議案第37号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (チ) 報告第14号 農地委員会の開催報告について
- (リ) 報告第15号 農地法第4条許可書の交付について
- (ヌ) 報告第16号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事務局 長	坂井 一文
庶務係 長	葛西 利光
農地係 長	小倉 欣也
係	宮崎 智佳

(開会 13時30分)

議長 定刻になりました。ただいまの出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。ただ今から、第7回中標津町農業委員会総会を開会致します。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。日程に入ります前に、私から一言ご挨拶申し上げます。

会長 改めまして皆さん新年明けましておめでとうございます。本日は公務とも忙しいなか西村町長にもご臨席いただきましてありがとうございます。天候的には非常に楽な穏やかな新年を迎えることができました。ただ、世界中を騒がせているコロナ禍ということで、大変なつらい思いをされている方が多くいます。中標津地区は酪農は関係安定しておりますけど、病院関係のみなさんには昼夜問わず大変ご苦労されお仕事されておられることを心よりお礼申し上げます。さて、中標津町農業委員会が新年を迎えましたけど、皆さんと色々な農地を見てくる中で、先ほども話しましたけどクラスター関係で大規模化がどんどん進んでおります、それに合わせて生産も非常に良い形で推移しておりますけども、逆に離農はやはり進んでいます。これはこれからの中標津町全体を見たときに、コミュニティ含めて地域が成り立つかということも当然出てまいります。私たち農業委員はいかに農地を守って次の世代へ届けるかという大事な任務を背負っておりますけど、先日以来、横田委員のお父さんの昔からのことが新聞に出ておりましたけど、色々な苦労されてこの地を切り開いて、熊とも戦いながらですね、手一つで馬を使ってこの地をみんなで開拓されてきた。我々2代目3代目4代目になってきていますが、その中でいろいろなことがあって農家の方が段々減ってまいりました。そういう先代の方々が切り開いた農地をいかにしっかりと使ってあげるか、いかにしっかり次の世代に残していけるかが大事なことだと思います。そこを皆さんとともに、小さな農家もいかに助けるか、助けるかとは表現がおかしいですけども、いかに充実した形で継いでいってもらえるか、みなさんと考えていきたいと思っております。別なことで言いますと、今月の初め別の管内でも大変残念な事故がありました。大事な大黒柱を失ってということでそういうことはどんどん続いているということが現実で、みなさんと今一度お互いに注意する気持ちを伝えあって前に進みたいと思っております。中標津町農業委員会の活動についてもこのコロナ禍の中でいろいろな活動を全然できる状態ではありません。勉強会をすることもなかなかできませんけども、他の委員さんと意見を共通し勉強しあって次に進めることができればなと思っております。今年は去年と同様に一年が天候に恵まれて素晴らしい実りの秋が来ますことを願いつつ、早くコロナ禍が収まって地域全体が明るい形になることを願い新年の挨拶とさせていただきます。今年一年よろしく願いいたします。

議 長 本年最初の総会にあたりまして、町長の出席をいただいております。  
町長よりあいさつを頂きたいと存じます。

町 長 令和3年、最初の農業委員会総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。新年に入り、すでにもう1ヶ月が過ぎようとしているところでございますが、本日初めてということございまして、改めまして、新年明けましておめでとうございます。

年末年始は、非常に穏やかでしたけども、8日過ぎに当初予定していたよりも荒れた天気になってしまいまして、町のほうも特別体制をとらざるを得ない状況にまで進んでしまいました。皆様におかれましても、予想しなかった除雪作業に追われたのではないかと思いますし、以前ありました大きな爆弾的な低気圧のこともありますし、集荷体制については農協と連携を取りながら進めたいと今後もそのように思っているところでございます。

皆様には、日頃より農地利用の最適化をめざし、優良農地の保全、新たな担い手の確保など、農地行政の適正な執行と併せて、農業者の地位向上のため、大変多忙な合間を縫って、日夜ご尽力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げる次第であります。

さて、昨年でございますが、毎年のおりでございますけれども大きな台風や集中豪雨とかがございまして自然災害が発生しているものでございます。当地におきましてはおかげさまをもちまして非常にいい天気の中で推移しまして、飼料作物そして畑作物は平非常に良いものができたと伺っておりますので、今後も乳量乳質に関しましては期待できるものだと考えております。しかしながら、コロナ感染症の発生からほぼ1年が過ぎております。当初は夏くらいには終息するのではないかと思いますけれども、残念ながら夏が過ぎ秋が過ぎ、お正月も過ぎまして、その間いろんなイベント、会合すべてキャンセルされるような状況となりまして、息苦しい日々を送っているところでございます。この後ワクチン接種が始まるであろうと言われておりますけれども、ワクチン接種をするにしても、医者、看護師等のスタッフを長期間に渡って拘束しなきゃいけない状況になりますので、非常にまたそれも難儀な状況でございます。多分人口の半分以上は接種を受けるところになるだろうと思っておりますけれども、そうなりますと1万数千人という人数になりますので、非常にまた長期にわたることになりますし、またこれはこれで混乱が続くのではないかと本当に心配しているところでございます。今後皆様のご協力をいただきながらそういった部分で早く克服して、普段の日々が訪れるようになればと考えているところでございます。

さて、農業委員会につきましては、昨年7月19日の期間満了に伴いまして、3名の新任委員を含む18名の委員を任命させていただき、新体制がスタートしたところでございます。引き続き、農業の現場における課題解決に向け、農地制度的確な運用、優良農地の確保、担い手への農地利用の集積など、農業委員の皆様には、中標津町の農業発展のために、今後ともご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。結びになりますが、中標津町農業委員会の益々のご発展と、皆様方のご活躍・ご健勝をご祈念申し上げ年頭のご挨拶といたします。今年一年よろしくお

願ひ申し上げます。

議 長 町長におかれましては、次の用務がございますので、ここで退席となります。  
……………（町長退席後）……………  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
13番、高橋 正一 委員。  
14番、赤波江 信二 委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 12月22日の総会以降の会務につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、議案第31号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。（1）から（7）について、内容を事務局から説明願ひます。  
（挙手あり）農地係長。

農地係長 上程になりました議案第31号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」（1）から（7）について、事務局よりご説明申し上げます。議案の2ページをお開きください。

（1）1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町字○○○○○○番地、○○ ○。  
借主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○。  
2、解約する土地。字○○○○○○番○、現況地目、畑、面積41,573㎡、利用状況、牧草畑。他4筆、計168,435㎡。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成23年7月26日から令和3年6月30日まで。5、合意解約成立の日。令和3年1月12日。6、解約の理由。合意解約。この案件については、議案第33号（1）に関連するもので、賃貸借していた農地について、売買により所有権移転するため、期間内解約するものです。3ページをお開きください。  
（2）1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町○○○丁目○番地○、○○ ○○。  
借主、中標津町字○○○○線北○○番地、(株)○○○○、代表取締役、○○ ○○。  
2、解約する土地。字○○○○線○○番○、現況地目、畑、面積65,613㎡内34,613㎡、利用状況、牧草畑。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成29年6月1日から令和4年5月31日まで。5、合意解約成立の日。令和3年1月12日。6、解約の理由。合意解約。なお、（3）につきましても、貸主が同一であり、氏名等省略し、一括してご説明いたします。4ページをお開きください。  
（3）1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇〇・〇・〇。  
2、解約する土地。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、現況地目、畑、面積 65,613 m<sup>2</sup>内 14,000 m<sup>2</sup>、利用状況、牧草畑。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成 29 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで。5、合意解約成立の日。令和 3 年 1 月 12 日。6、解約の理由。合意解約。この 2 件については、議案第 34 号 (2) (3) に関連するもので、賃貸借していた農地について、売買により所有権移転するため、期間内解約するものです。5 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇。

2、解約する土地。字〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 48,794 m<sup>2</sup>、利用状況、牧草畑。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで。5、合意解約成立の日。令和 3 年 1 月 12 日。6、解約の理由。合意解約。なお、(5) から (7) につきましても、貸主が同一であり、氏名等省略し、一括してご説明いたします。6 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、解約する土地。字〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 76,071 m<sup>2</sup>、利用状況、牧草畑、他 5 筆、計 221,834 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで。5、合意解約成立の日。令和 3 年 1 月 12 日。6、解約の理由。合意解約。7 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地。字〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 47,646 m<sup>2</sup>、利用状況、牧草畑、他 4 筆、計 100,232 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで。5、合意解約成立の日。令和 3 年 1 月 12 日。6、解約の理由。合意解約。8 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、〇〇 〇〇〇。

2、解約する土地。字〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 49,391 m<sup>2</sup>、利用状況、牧草畑、他 2 筆、計 58,018 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで。5、合意解約成立の日。令和 3 年 1 月 12 日。6、解約の理由。合意解約。この 4 件については、保有合理化事業の買入協議のため合意解約が必要なため、期間内解約するものです。

以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程4、議案第32号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、  
地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第32号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。  
10ページをお開きください。  
(1) 1、申請人の住所、氏名。  
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。  
土地所有者、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇  
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外。  
面積1,369㎡。利用状況、山林。3、許可を受けようとする事由。地目変更登記のため。  
4、見取図は11ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。  
当該地は農業振興地域内の農用地区域内農業用施設用地となっており公簿が畑ですが、  
現況が山林であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。  
令和3年1月22日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第32号(2)について説明いたします。  
12ページをお開きください。  
(2) 1、申請人の住所、氏名。  
中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。  
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、  
面積26,449㎡。利用状況、農業用施設用地。3、許可を受けようとする事由。地目  
変更申請のため。4、見取図は13ページのとおりです。  
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業  
振興地域内の農用地区域内農業用施設用地となっており、公簿が畑及び牧場ですが、  
現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。  
令和3年1月22日、第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放  
牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第32号(3)について説明いたします。

14ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積21,562㎡、他16筆。利用状況、原野。3、許可を受けようとする事由。地目変更申請のため。4、見取図は15ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内で一部が農業振興地域外の農用地区域内、一部農用地区域外となっており、公簿が畑及び牧場ですが、現況が原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和2年11月11日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第32号(4)について説明いたします。

16ページをお開きください。

(4) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積22,763㎡内6,997㎡、他1筆。利用状況、農業用施設用地。3、許可を受けようとする事由。地目変更申請のため。4、見取図は17ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域内農業用施設用地で、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和2年11月2日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
(1)について説明致します。19ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。  
譲渡人、中標津町字○○○○○○番地、○○○、○○歳、無職。  
譲受人、中標津町字○○○○○○番地○、○○○、○○歳、農業。  
2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積41,573㎡。利用目的、牧草畑、他5筆、計171,186㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡をするもの。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。  
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、11,537,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金、11,500,000円。7、当事者の経営状況、世帯員3人、農従者3人、経営地、計1,555,122.13㎡。家畜、牛173頭。  
7、見取図につきましては、20ページのとおりとなっております。この案件につきましては、借主より賃貸借していた所有農地を借主に譲渡したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2)(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第33号(2)(3)について説明致します。  
21ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長、西村 穰。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇公簿、畑、現況、畑、面積 50,304 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑、他1筆、計 101,501 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、町有地を払下げするもの。譲受人、町有地の払い下げを受けるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,749,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、世帯員4人、農従者3人、経営地、計 885,990 m<sup>2</sup>。家畜、牛 203 頭。7、見取図につきましては、26 ページのとおりとなっております。なお、(3) につきましても、譲渡人が同一であり、氏名等を省略し、一括して説明いたします。

22 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 67,662 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑、他1筆、計 144,014 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、町有地を払下げするもの。譲受人、町有地の払い下げを受けるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、10,512,000 円。6、資金調達方法、スーパーL 資金、10,500,000 円。7、当事者の経営状況、世帯員4人、農従者4人、経営地、計 808,981 m<sup>2</sup>。家畜、牛 266 頭。7、見取図につきましては、26 ページのとおりとなっております。この2件につきましては、町営牧場用地払下げに伴い、近隣農家へ所有権移転したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) から (6) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第33号(4)から(6)について説明致します。23 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長、西村 穰。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 49,345 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑、他2筆、計 207,428 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、町有地を払下げするもの。譲受人、町有地の払い下げを受けるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、14,267,000

円。6、資金調達方法、スーパーL資金、14,200,000円。7、当事者の経営状況、構成員1人、農従者1人、経営地、計854,649㎡。家畜、牛186頭。7、見取図につきましては、26ページのとおりとなっております。なお、(5)(6)につきましても、譲渡人が同一であり、氏名等を省略し、一括して説明いたします。24ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲受人、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。字○○○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積41,234㎡。利用目的、牧草畑、他1筆、計73,983㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、町有地を払下げするもの。譲受人、町有地の払い下げを受けるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,189,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金、4,180,000円。7、当事者の経営状況、世帯員3人、農従者3人、経営地、計796,646.70㎡。家畜、牛92頭。7、見取図につきましては、26ページのとおりとなっております。25ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲受人、中標津町字○○○○番地、○○ ○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。字○○○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積54,119㎡。利用目的、牧草畑、他1筆、計77,694㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、町有地を払下げするもの。譲受人、町有地の払い下げを受けるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,531,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金、4,500,000円。7、当事者の経営状況、世帯員8人、農従者3人、経営地、計1,044,486㎡。家畜、牛235頭。7、見取図につきましては、26ページのとおりとなっております。この3件につきましては、町営牧場用地払下げに伴い、近隣農家へ所有権移転したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程6、議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1) から (4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

上程になりました議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(4)について、説明いたします。  
28ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番5、公簿、畑、現況、畑、面積15,359㎡、利用目的、牧草畑。他5筆、畑111,705㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。8,253,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、8,200,000円。7、譲受人の経営状況、構成員1人、農従者1人、経営地、計1,780,536.75㎡。家畜、牛838頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、29ページのとおりです。本案件につきましては、貸主より賃貸借していた所有農地を借主に譲渡したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。30ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇丁〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番1、公簿、畑、現況、畑、面積34,544㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,512,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、2,500,000円。7、譲受人の経営状況、構成員1人、農従者1人、経営地、計1,780,467.75㎡。家畜、牛838頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、33ページのとおりです。なお、(3)(4)は譲渡人が同一なことから一括して説明致します。31ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇〇・〇・〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積14,222㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権移転。5、価格、994,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金900,000円。7、譲受人の経営状況。構成員、6人、農従者6人、経営地、計1,892,622㎡、家畜、牛頭593頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、33ページのとおりです。32ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積17,271㎡、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家

へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権移転。5、価格、1,263,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金1,200,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、2人、農従者2人、経営地、計530,715㎡、経営作目、馬鈴薯。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、33ページのとおりです。この3件につきましては、貸主より賃貸借していた所有農地を借主に譲渡したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第34号(5)について、説明いたします。  
34ページをお開きください。

(5)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

譲受人、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積35,744㎡、利用目的、牧草畑。他24筆、合計、535,978.70㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借り受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。30,181,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、30,180,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、2人、農従者2人、経営地、計535,283㎡、家畜、牛頭91頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、36、37ページのとおりです。本案件につきましては、平成27年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明を

お願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第34号(6)について、説明いたします。38ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

譲受人、中標津町字○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積128,252㎡、利用目的、牧草畑。他9筆、合計、338,304.71㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借り受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。20,151,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、20,100,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、2人、農従者2人、経営地、計332,398㎡、家畜、牛頭99頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、40ページのとおりです。本案件につきましては、平成27年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程7、議案第35号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規程による買入協議の要請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました、議案第35号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。42ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇。

2、申出を受けた年月日。令和2年11月2日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和2年11月19日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、43ページのとおりでありまして、合計14筆、425,069㎡となっております。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり要請いたします。  
日程8、議案第36号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第36号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。45ページをお開きください。平成30年度分といたしまして、(有)〇〇〇〇、(株)〇〇、令和元年度分としまして、(有)〇〇〇〇、(株)〇〇、(株)〇〇〇〇以上5件の提出ありました。令和2年12月22日に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。  
日程9、報告第14号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を委員長から報告願います。  
(挙手あり) 高橋委員長

高橋委員長 報告第14号「農地委員会開催報告について」令和2年12月11日(金)役場202会議室において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。  
審議内容、1、〇〇〇所有地による農地転用の協議について。〇〇〇から〇〇〇へ農地法第3条による使用貸借権を設定している農地(中標津町字〇〇〇〇〇番〇)に、町外から肉牛預託事業を行うための育成舎等を建設しようとする案件について、地域との調整が図られていないことや防疫の不安から、周辺農家から反対意見が聞かれることから対応について協議しました。これは、11月24日に中標津町農協より、育成舎建設を請け負った(株)〇〇〇〇から工事開始に問題はないかの確認があった旨の問い合わせがあり判明したもので、事業主は、別海町西春別において肉牛預託事業を行っている兄弟のうちの弟で、兄弟仲の悪化により、当該地へ移転し預託事業を行うため、対象農地に育成舎等を建設する計画でした。協議結果は、次のとおりです。  
協議結果。対象農地は中標津町農業振興地域内(一部白地あり)であり、公簿地目及び現況地目はともに畑となっており、面積11,770㎡となっております。現状において、非農地と判断できるのであれば、現況証明により地目を変更して育成舎を建設可能ですが、農地法第3条での使用貸借を設定中であることから、現況は農地であるとの判断になります。また、農地であるならば、農地法第4条に基づく自己転用が選択可能ですが、その場合許可要件の一つとして、対象地に建設することの必要性(代替性)を検討することになり、現状では〇氏にはそれがないことが明らかであり、許可が困難であることを本人に了承して貰うことで意見統一しました。  
2、新規法人設立による就農相談について。(株)〇〇〇〇〇〇〇が令和2年4月に農地法第3条許可により、所有権移転した字〇〇〇〇〇〇番〇のハウス栽培している農地において、中標津町内の農作業人材派遣会社が(株)〇〇〇〇〇〇〇を設立してイチゴ栽培を行いたい旨相談された案件です。  
(株)〇〇〇〇〇〇〇からの相談によると、(株)〇〇〇〇〇〇〇は対象農地での小葱栽培事業の悪化により(株)〇〇〇〇〇〇〇チに農地を譲渡したい意向であるとのことでしたが、許可後間もなく一般的に言われる3年3耕作を満たしていない状況で、事業実績のない新法人への再度の許可は問題があるのではないかとことから協議した結果、次のとおりとするものです。  
協議結果。農地所有適格法人による農地法第3条に基づく許可要件の一つ「全部効

率利用要件」においては、営農の継続性が求められており、一般的に3年3耕作を自ら行う必要があります。また、北海道における下限面積が2ヘクタール以上との規定もあることから、(株)〇〇〇〇〇〇側からのみの話では確認が取れないため、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇からも、現経営状況及び今後の営農計画等を書面で提出してもらったうえで、再度農地委員会に諮ることとしました。

以上、農地委員会の開催報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農地委員会の報告を終わります。日程10、報告第15号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第15号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。51ページをお開きください。

許可日、令和2年12月18日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積24,167㎡の内990㎡。3、許可期間は令和2年12月18日から永年となっております。

52ページをお開きください。

許可日、令和2年12月18日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積22,943㎡の内999㎡、他2筆、計3,559㎡。3、許可期間は令和2年12月18日から永年となっております。以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。日程11、報告第16号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中委員 報告第16号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) について説明いたします。54ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和2年7月17日付、中農委4第令2-3号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇番〇〇。4、転用目的、農業用施設。5、事業計画の期間。令和2年7月18日から令和3年1月31日まで。6、事業完了年月日。令和2年11月10日。7、この完了検査につきましては、令和3年1月25日、5地区推進班において現地確認を行い、計画通り建設されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 以上で報告を終わります。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第7回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 14時22分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年1月29日

会 長 \_\_\_\_\_

13番 \_\_\_\_\_

14番 \_\_\_\_\_